平成２８年（フ）第７６号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目６番５号、前住所愛媛県新居浜市庄内町１丁目７番３号
債務者　佐藤法智大
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２１９号
宮崎市橘通西１丁目５番30号　ＴＩＰマンション605号
債務者　三村今日子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３２号
宮崎市大字恒久6703番地４、前住所宮崎市大字田吉5506番地　田吉アパート105号
債務者　福永佐重美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３３号
宮崎市大字恒久6703番地４、前住所宮崎市大字田吉5506番地　田吉アパート105号
債務者　福永裕一郎
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３５号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田7478番地５　栗野田団地Ｂ棟401号
債務者　長友　照美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９７号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目９番３―403号　市営住宅
債務者　佐貫　武美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９８号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目９番３―403号　市営住宅
債務者　前嶋ユキエ
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２０号
神戸市西区二ツ屋１丁目４番２―106号、前住所神戸市北区唐櫃六甲台12番地の３
債務者　窪田　　健
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
神戸市西区大津和１丁目１番地の８　ハイツ大津和211号、前住所兵庫県尼崎市大庄中通１丁目67番地の７
債務者　横井　寛英
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
神戸市西区玉津町出合125番地の１
債務者　池内　智美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
兵庫県明石市西新町１丁目20番26―402号
債務者　川井ひとみ（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
兵庫県明石市魚住町清水941番地の１　サン・イースト・ヒル203号
債務者　宮本奈緒美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
兵庫県明石市二見町東二見222番地　マキバ荘201号
債務者　富永　邦治
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１８７号
名古屋市中区栄１丁目21番６号　つばめ栄ハイツ201号
債務者　惠谷友紀子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７号
千葉県佐倉市本町117番地５　グレースコートⅡ203
債務者　朝生　昌康
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８６号
青森県弘前市大字城東３丁目２番地３　工藤ハイツ203号
債務者　古川　　均
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
青森地方裁判所弘前支部